金ケ崎町公示　第19号

令和９年度及び令和 10 年度において、金ケ崎町が発注する建設工事、設計・測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサル」という。）及び物品の買受け、役務の提供等（以下「物品・役務」という。）に係る入札参加資格審査申請書の提出期日等を次のとおり定める。

令和８年 10 月 15 日

金ケ崎町長　　高　橋　文　浩

１　入札参加資格審査申請の方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところにより町長に申請しなければならない。

(1) 受付期間

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 11 月 30 日（月）まで（土、日、祝日を除く。）とする。

※共同企業体の資格基準を別に定める場合は、別途その都度定める。

(2) 申請方法

インターネットを利用して岩手県南広域競争入札参加資格審査申請受付システムのポータルサイトにアクセスする。画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、申請データを送信すること。

(3) 別送書類（町に直接提出する書類）

１(2)による申請データを送信後、１(5)に示す別送書類については町の電子申請サイトから申請フォームに必要事項を入力し、申請データを送信すること。

(4) 別送書類の提出期間

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 12 月 25 日（金）まで（土、日、祝日を除く。）

(5) 別送書類提出対象工事

町に直接提出する別送書類は、次のとおりとする。

①管工事及び水道施設（管布設）工事

・建設業法に基づく土木工事業、管工事業、水道施設事業の許可の写し
・金ケ崎町指定給水装置工事事業者証の写し（町内に主たる営業所を有する者又は町内に支店若しくは営業所を有する法人のみ）

②浄化槽工事

・金ケ崎町下水道排水設備工事指定店指定証の写し
・浄化槽法第 21 条第１項による登録書又は同法第 33 条第３項の特例浄化槽工事業者届出書の写し（特例浄化槽工事業者は、土木工事業、建築工事業

又は管工事業の許可の写しも添付のこと。）

・浄化槽整備士免状の写し

2　申請受付工種等

【建設工事】

(1) 建設業法第２条第１項に係る別表に基づく 29 工種とする。

(2) 土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、水道施設工事(管布設、浄化槽含む)の４工種について町内に主たる営業所を有する者又は町内に支店若しくは営業所を有する法人のみ格付けを行う。

① 水道施設工事(管布設含む)

建設業法第３条第１項の規定による土木工事業、管工事業、水道施設事業の許可を受けている者であること。

②浄化槽工事

浄化槽法（平成 11 年法律第 160 号）第 33 条第３項の規定による届出をしている者又は同法第 21 条第１項の規定による登録を受けているものであること。

【建設コンサル】

(1) 測量、建築コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント、その他の業種の５業務とする。

3　審査結果

入札参加資格審査の結果については、特に通知しない。

4　その他

(1) 資格者名簿の有効期間及び格付

【建設工事及び建設コンサル】

令和９年７月１日から令和 11 年６月３０日

【物品・役務】

令和９年４月１日から令和 11 年３月３１日

(2) 町長は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。

(3) 工事（土木・建築・舗装）を希望する町内本店又は支店等を有する申請者に対し令和９年１月頃追加調査を行う。